

第4節——安全で快適な生活環境の実現

市内に残された自然環境を守り、まちづくりに生かしながら、より自然の恵みを楽しむゆとりある快適な生活空間を整備するとともに、地球規模での環境問題の解決に貢献するため、持続的発展が可能なリサイクル型のまちづくりをめざします。

あわせて、防災・防犯体制の整備や消費者行政の推進により、安全で安心できる快適な生活環境を実現します。

松戸市の良さ・暮らしやすさ (あなたの想いを聴くインタビュー〈市民編〉より)

安全で快適な生活環境の実現

緑の豊かさ、
自然条件
のよさ **143**人

桜通り、矢切の渡しなど季節感のある場所が多く、空気も比較的きれいで、21世紀の森と広場に代表されるように自然環境にも恵まれている。

利便性と自然
環境の良好な
バランス **57**人

東京に隣接していて交通の便が良い割には自然が残っている。松戸全体を見ると田舎と都会が共存しており、主要幹線道路から脇道へ逸れると畑や緑地が残っていてホッとします。

川の多さ、
水の豊かさ **27**人

人間が生きる上で欠かせない水の環境がよく、川や湧水のある自然環境に恵まれている。特に江戸川はその象徴であり、松戸と都内を分ける豊かな自然風景を代表するものでもある。

松戸市の将来イメージ (あなたの想いを聴くインタビュー〈市民編〉より)

安全で快適な生活環境の実現

自然環境が維持され、
自然と利便性の
調和・共存する街 **61**人

鉄道交通の利便性と道路の利便性がより良くなり、松戸はどこへ行くにも起点として都合がいい街になる。同時にこれ以上土地利用開発をせず、自然環境を豊かに保つ。松戸の特徴である現在の自然の多さが保存されている。

事故や犯罪、
災害に強い
安全・安心の街 **38**人

犯罪などがなくなり、孫たちが毎日を楽しく暮らせる街になっている。また災害時の道路整備がなされ、防災体制が強化されることで自然災害に強いまちになっている。

より豊かな緑・
樹木のある、
自然豊かな街 **25**人

自然が増え、きれいな雑木林が残っている。都心で間に合うものは、都心にまかせる。また住宅ばかりが並ぶのではなく、街路樹の充実した、緑の豊かに感じられる街になっている。

1 災害に対する不安を減らすようにします

現況と課題

内閣府の中央防災会議において、マグニチュード7クラスの首都直下地震の発生が切迫していると指摘されています。

また、全国的に1時間雨量が100mmを超えるような集中豪雨も毎年のように発生しており、台風によるものだけでなく、風水害への対策の必要性が高まっています。

このような中、気象庁では、平成19年から地震の発生についてより早く国民に周知させ被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急地震速報」の運用が開始されました。消防庁では、津波情報や弾道ミサイルに関する警報体制「J-ALERT」の運用を開始しています。

また、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験から、行政機関による対応だけでなく、自助・共助を促進していくことが重要であるとされています。

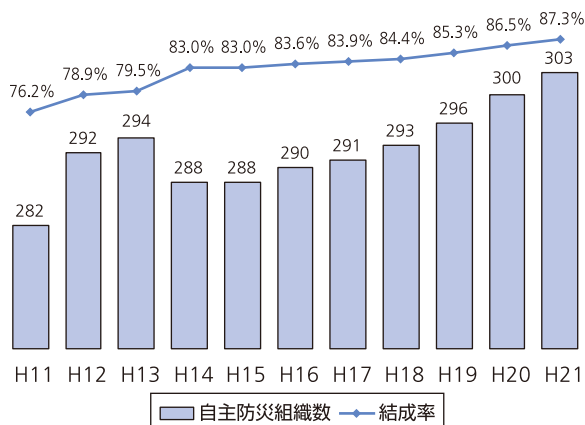
本市では、首都直下地震を想定した総合防災訓練を実施し、毎年千人を超える市民が参加しています。また、町会や自治会活動の一環として自主的に防災活動を行う自主防災組織も300団体に達し(結成率87.3%)、近隣市と比較しても高い結成率になっています。市民意識調査によれば、「災害に対して自ら対策を講じている人の割合」は、平成13年度に61.7%であったものが、21年度には70.3%まで高まっています。

今後は、こうした自主防災組織などの地域と行政機関との協働が課題となっています。

松戸市の良さ・強み

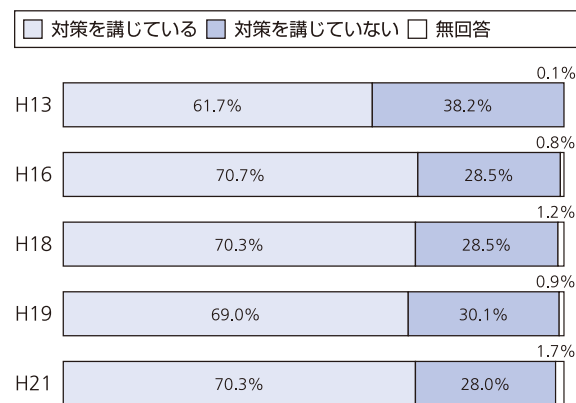
- 災害が比較的少ない状況にあります。
- 自主防災組織の結成率が高く、防災意識が高い地域が多くあります。

図表24-1 自主防災組織数と結成率



出典：松戸市政の概要

図表24-2 災害に対して自ら対策を講じている人の割合



出典：市民意識調査

めざしたい将来像

市民一人ひとりの防災意識を高め、自助・共助・公助の災害発生時の対応体制を確立し、災害に強く命を大切にできる社会を実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
災害に対して自ら対策を講じている人の割合	61.7%	69.0%	70.3%	80%
総合防災訓練への対象団体の参加率	—	—	81% (47/58 団体) (19年度)	100%
自主防災組織の訓練実施率	31.7%	—	51.0% (19年度)	64%
自主防災組織の結成率	—	—	87.32%	100%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 災害発生から3日間程度は困らないような災害物資の備蓄をするようにします。
- 家族の間で、避難場所を確認し、171 伝言板^{*24}の連絡方法を確立しておくようにします。
- 地域の防災訓練に参加し、防災意識を高めるようにします。
- 町会・自治会でも、実践的な訓練をして、経験を蓄積するようにします。
- ライフラインに関係する会社は、ライフラインの早期復旧に努めます。

●行政の役割

- 市民の災害物資の備蓄状況にあわせ、備蓄機材、備蓄食料を点検・見直しします。
- 災害での影響を最小限に留めるため、日ごろから防災情報を発信し、市民と情報を共有するよう努めます。
- 非常事態に備えて、地域防災計画に則った準備をします。

施策の展開方向

本市では、平成20年度に防災アセスメント（被害予測調査）を実施しました。その成果を踏まえ、平成22年度に「松戸市地域防災計画」の見直しを行いました。この計画は、中央防災会議において、今後の発生を予測している東京湾北部地震を想定したものです。今後、この計画に基づいて施策を推進していきます。

自助・共助の意識を醸成し、自主防災組織、地域防災リーダー、地域防災協力員、消防団、社会福祉協議会など地域との連携を深めていきます。

また、中でも、災害時に援助を必要とする人が安心できるような仕組みを地域との連携により構築します。

さらに、食品、建設、運送業者など民間団体との災害協定が、災害時や復興時に有効に機能するよう、見直しや拡充を行います。



関連個別計画

- 松戸市地域防災計画
- 松戸市国民保護計画

2 火災等の災害から市民生活を守ります

現況と課題

●火災予防対策

火災予防対策については、目まぐるしく変化する社会情勢の中、過去の火災を教訓として、防火管理制度、消防用設備等の設置・維持管理基準、消防同意・立入検査など消防法令の整備を進めながら国を挙げて推進してきました。そのような中、近年、防火対象物の多様化により、火災の状況も複雑化、多様化しています。また、全国における住宅火災による焼死者は、平成17年に1,220人(放火自殺者を除く)と過去最多となっていました。年々減少の傾向にあり平成20年には、1,123人となりました。本市における焼死者は、過去10年の放火自殺者を除く平均は4.3人、過去5年の同平均は4.8人と横ばいにあるものの、今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の火災による死者発生率が高いことを踏まえると、住宅用火災警報器をはじめとする住宅防火対策は、喫緊の課題となっています。

●消防体制の充実強化

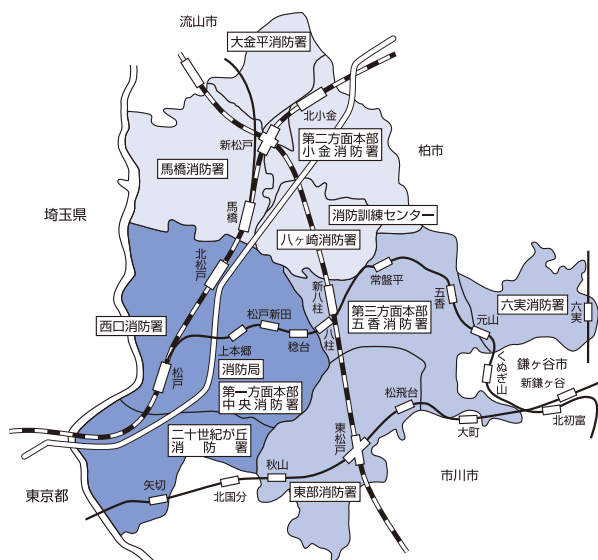
本市消防は、管轄人口において全国34番目(平成21年4月1日現在)であり、県内トップクラスの消防力を有しています。人員や消防署所、消防車両などの消防力については、地域の実情に応じて、市が整備指針を策定しています。厳しい財政状況にありますが、緊急消防援助隊や国際消防救助隊、武力攻撃事態等における国民保護措置など消防に求められる役割は、ますます大きくなっています。

●災害への迅速な対応

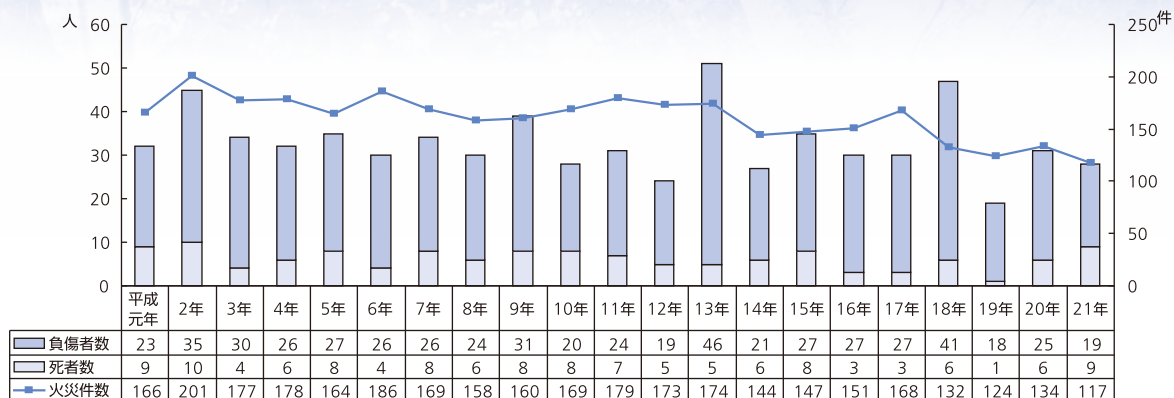
本市における火災件数は、過去10年間150件を前後に推移していましたが、ここ数年減少傾向にあり、平成21年は117件でした。しかしながら、災害出場件数は、火災、救助以外の災害(危険物の漏洩、自動火災報知設備の鳴動、怪煙、救急隊等の支援、消防車による救急活動など)に関する出場が増えていることもあり、平成16年に1,628件であったものが、平成21年には2,628件まで増加しています。

なお、119番通報等により消防において火災の確認(覚知)ができてから火災現場において消火活動を開始するまでの所要時間は、平成16年に6.4分であったものが、平成21年には6.1分まで短縮しており、火災被害を拡大させないことに寄与しています。

図表24-3 松戸市の消防体制



図表 24-4 火災件数と死傷者数



出典：消防年報(松戸市消防局)

松戸市の良さ・強み

- どの火災現場にも8分以内で到着できる「8分消防」を実現する能力を保有しています。
- 市民の防火意識が高く、火災が延焼しにくい環境が整備されています。

めざしたい将来像

市民一人ひとりが火災を発生させないようにするとともに、地域と行政で連携して、火災等による被害が少ない安全・安心なまちを実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度 (13年)	19年度 (19年)	21年度 (21年)	32年度 (32年)
出火率 (火災件数 / 対人口1万人)	3.7 (13年)	2.6 (19年)	2.4 (21年)	2.4 (32年)
住宅用火災警報器の設置率	—	—	59.2%	90%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 各家庭で、住宅用火災警報器や必要な消火設備(消火器等)を備えるようにします。
- 各家庭で、火災を発生させないように努めるとともに、近隣で火災が発生したときには、できる範囲で避難や消火に協力するようにします。
- 地域の消防訓練に参加するようにします。

●行政の役割

- 消防施設・設備の整備、人員の適正管理を行い、必要な消防力を確保します。
- 消防団員や地域で防火防災に協力する事業所を確保します。
- 特殊災害等に関する専門家の把握をして、いざという時に備えます。
- 住民に対して、火災予防の啓発を行い、住宅用火災警報器の設置等情報の提供を行います。

施策の展開方向

① 火災を予防します

本市における防火対象物数は、既存建物の老朽化による建替え等も含め、今後微増するものと思われれます。また、各種技術の進歩等により今後も防火対象物あるいは危険物施設は、構造の多様化、管理形態の多様化が予想されます。それぞれに適した火災予防を講じるとともに、火災原因調査技術の強化をより一層高めて、安全安心情報を積極的に発信することにより、出火防止及び被害の軽減を図ります。

また、立入検査や防火指導などを通じて、事業所等の火災予防啓発をより一層深めるとともに、違反対象物に対して強力な指導を行っていきます。

さらに、全ての一般住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進にむけ、啓発活動に力を注いでいきます。

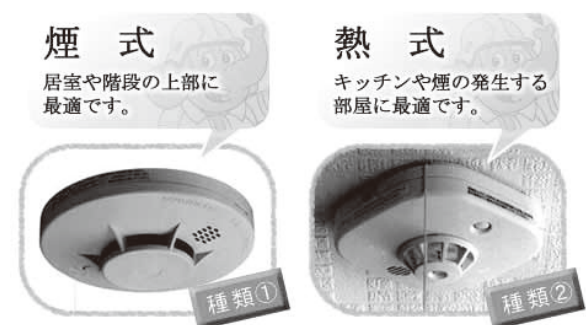
② 火災等の災害を拡大させない消防体制を確立します

小金消防署をはじめ、老朽化の著しい消防署については、建替えを進め、大規模災害時の拠点としての機能拡充や、市内の災害対応力を充実強化していきます。

また、消防の広域化については、千葉県との推進計画で示された組み合わせを踏まえ、近隣市との政令指定都市研究などとも歩調をあわせながら、



百貨店の歳末特別立入検査



住宅用火災警報器

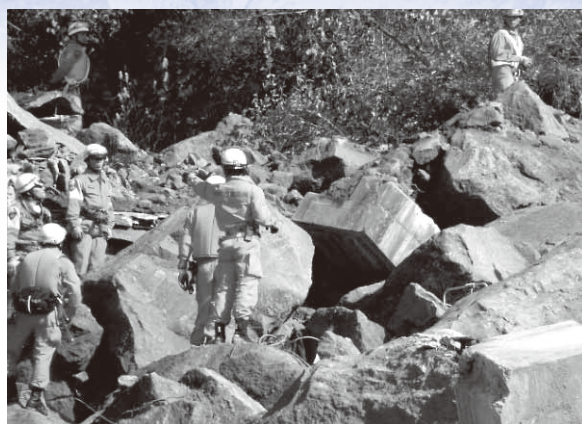
研究・検討を進めていきます。

一方、119番通報の受付業務については、平成25年度から千葉県域を1ブロックで消防救急無線をデジタル方式に移行するとともに、119番通報の受付業務を北西部地域と北東部・南部地域の2ブロックに分け、北西部地域は松戸市に共同指令センターを設置し大規模広域災害への対応能力を強化します。

③ 災害等に迅速に対応します

災害対応については、部隊の円滑な運用や消防力の一層の強化を図るため、専任指揮隊等の部隊を整備し、消火・救助に係る技術を高めるとともに、各種訓練や研修による職員の知識技術の習得と資質の向上に努め、災害に迅速かつ的確に対応する部隊活動能力を強化していきます。

地域の災害対応において、消防団は、きわめて重要な役割を担っています。消防団員確保のため、様々な広報や地域住民に理解を求める方策を展開していきます。また、事業所と消防団の連携体制の強化を促進し、消防団の活動環境を整備していきます。



平成16年新潟県中越地震、崖崩落による生き埋め現場で活動する緊急援助隊員(松戸市消防局特別救助隊員)



消防団

関連個別計画

○松戸市地域防災計画

3

救急救命が必要になった市民の生命をつなぎます

現況と課題

●市民と協働による救急の環境づくり

本市においては、119番要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平成21年の平均で7.17分(注)と迅速に対応しています。また、「心肺停止傷病者の1ヶ月生存率」は、平成17年4.4%であったものが、平成21年に6.1%となっています。今後、救命率を向上させるためには、現場に居合わせた一般市民(バイスタンダー)による応急手当の実施の有無が大きく関わってきます。本市では、平成17年からAED^{*25}を設置した事業所等に依頼して「救急救命ステーション」とする「救急救命ネットワーク」事業を開始し、平成21年4月現在、179事業所に214台のAEDが設置されています。

119番要請から医療機関に収容するまでに要する時間は、平成21年には35.1分であり年々延びています。これは、救急需要の増加と医療機関の受入れ体制が困難な状況へ変化してきていることが原因と思われます。しかしながら、本市においては緊急性の高い傷病者への対応が可能な医療機関が存在しており、全国平均と比較すると、救急隊による医療機関への収容に要する時間は短い傾向にあります。

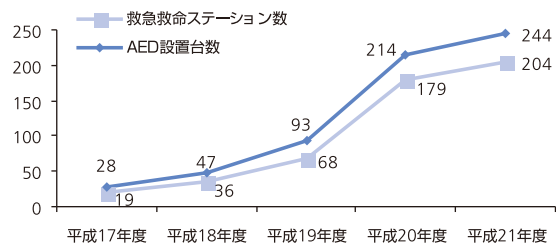
(注)平成21年から、国の統計上の時間算出方法が変更となりました。

●救急活動体制の確立

消防機関の行う救急業務は、平成3年の「救急救命士制度」により、医師の具体的な指示で、救急救命士が救急救命処置を行えるようになり、現在は、更に高度な救急救命処置が認められています。そのため、医師による指導助言及び教育体制(メディカルコントロール体制)のもと、救急隊の知識技術の向上に努めています。

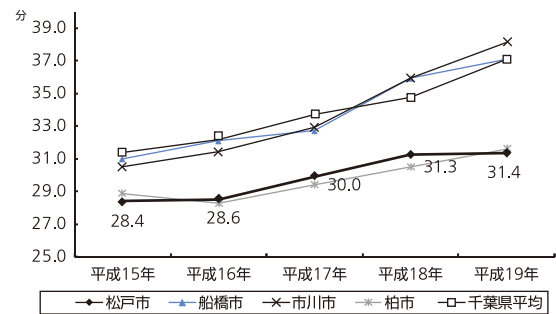
一方、救急出場件数は、平成21年で19,206件となっていますが、その約半数が緊急性の低い

図表24-5 救急救命ステーション数とAED設置数の変遷



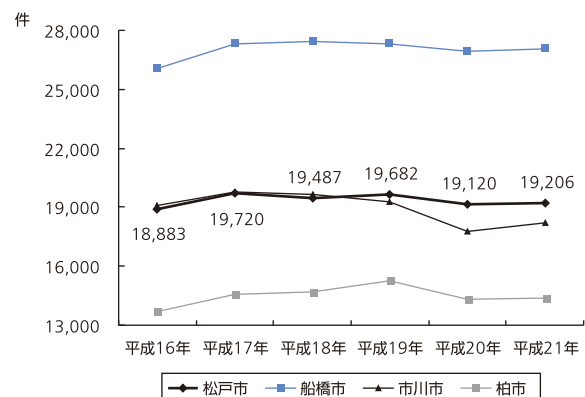
出典：消防局資料

図表24-6 救急隊覚知から医療機関収容までの平均所要時間



出典：消防局資料

図表24-7 救急出場件数



出典：消防年報

軽症者であり、救急車をタクシー代わりに使用する等不適切な利用も指摘されています。今後も社会環境の変化等により、更なる救急出場件数の増加が懸念されています。このような背景の中、緊急性の高い救急要請者の対応に遅れが出ないよう、救急車の適正利用が望まれています。

松戸市の良さ・強み

- 救命救急センターの国保松戸市立病院を中心に、緊急性の高い傷病者に対応できる医療機関が存在しています。
- 高規格救急車に救急救命士の配置が進んでおり、高度な救急医療を提供できる体制が構築されています。



めざしたい将来像

救急医療機関の受け入れ状況を的確に把握できるような救急医療システムを構築するとともに、居合わせた市民が応急手当をできるように知識・技能を向上させることで、緊急事態でもより多くの市民の生命を守ることができる安心安全なまちを実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
心肺停止傷病者の1ヶ月生存率（1ヶ月生存者数/心肺蘇生実施者数）	—	6.5 (19年)	6.1 (21年)	6.8 (32年)
救急入電から医療機関に収容するまでに要する時間	—	—	35.1分 (21年)	34.9分 (32年)

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 救命講習や訓練に参加するなど応急手当の知識を養います。
- できる限り、かかりつけ医を持ち、健康に注意します。
- 地域の取り組む医療講習会等に参加して、医学知識を養います。

●行政の役割

- 救急病院との連携を強め、円滑な受け入れのための救急医療システムを構築します。
- 市民が安心できるよう、救急医療体制について情報提供します。
- 市民が参加しやすいように、救命講習や訓練を実施します。

施策の展開方向

① 救急救命の環境をつくります

平成16年7月から一般市民にもAEDの使用が認められました。AEDによる処置は、早ければ早いほど効果が高いことから、多くの市民に応急手当を習得してもらうため、講習を充実させます。また、事業所等の協力のもと「救急救命ネットワーク」の充実を図り、AEDの設置を促進します。さらに、119番要請時、必要により近くのAED設置場所を案内するサービスの充実を図ります。



「救急救命ステーション」のマーク

② 市民が安心できる救急体制を確立します

市民に高度救急救命処置を適切に提供するため、救急救命士の配置を進め、医師による指導助言及び教育体制等(メディカルコントロール体制)のもと、救急隊員の高度な知識技術を確保する体制を充実します。

救急需要増加の影響を受け、救急車の到着時間の遅れや医療機関収容時間の遅れが発生していることから、救急車の適正利用を訴え、市民に理解を求めると共に、速やかな医療機関収容体制の確保をめざします。また、緊急性の低い傷病者の対策として、本市が認定する民間患者搬送事業者(民間救急車)の利用を広く普及します。



消防救急車

4 環境にやさしい地域社会をつくります

現況と課題

●地球温暖化対策

平成21年の日本の年平均気温の平年差は+0.56℃で、長期的には100年あたり約1.13℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

このような温暖化により、私たちの健康や生態系等に甚大な影響が生じることになります。この深刻な危機の解決を図るには、温室効果ガスの排出を抑えることが必要で、家庭や事業所で取り組める省エネルギー行動の推進、低燃費車両や省エネ家電への積極的転換、太陽光等自然の力を生かしたエネルギーの活用など、化石燃料に頼らない「低炭素社会」への取り組みが重要になっています。

本市では、「松戸市地球温暖化対策地域推進計画（松戸市減CO₂大作戦）」を中心に、地球温暖化防止に取り組んでいますが、「低炭素社会」実現は、市が単独でできることではなく、市民や事業者、あるいは近隣自治体と市が連携して取り組む必要があります。

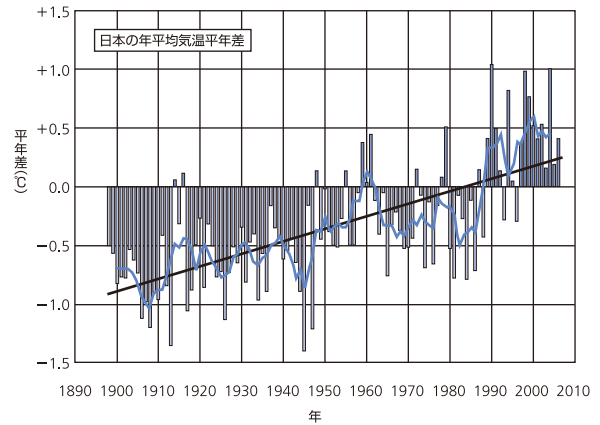
●廃棄物処理の状況

本市においては、市民一人一日当たりのごみ排出量(集団回収分除く)は、平成12年度の913.5gをピークに平成21年度には790.3gになっています。

本市で発生したごみは、2ヶ所の焼却処理施設(クリーンセンター、和名ヶ谷クリーンセンター)、1ヶ所の資源化処理施設(資源リサイクルセンター)、1ヶ所の粗大ごみ圧縮処理施設(日暮クリーンセンター)で処理されています。

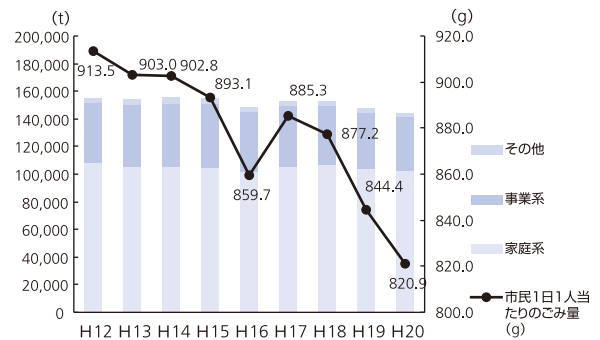
最終処分については、市域の約72%が市街化され、市内に最終処分場を確保することが困難な状況にあることから、そのほぼ全量を市外の民間業者に委ねているのが現状です。なお、廃棄物の最終処分量は、平成13年度の20,847tから平成21年度には18,270tまで減少しています。

図表 24-8 日本の年平均気温平年差



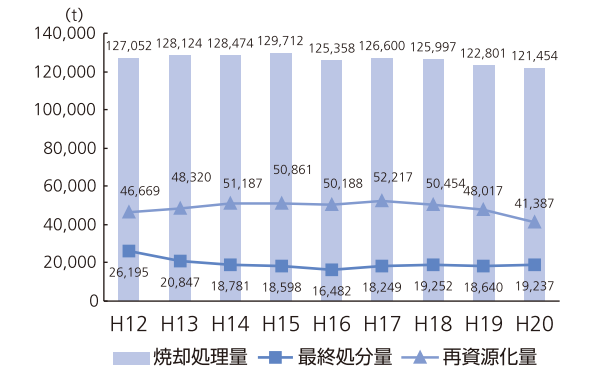
出典：気象庁ホームページ

図表 24-9 ごみ量(集団回収分除く)の推移



出典：清掃事業概要をもとに作成

図表 24-10 ごみ処理量等の推移



出典：清掃事業概要をもとに作成

今後も、ごみの排出抑制、循環的利用、適正な処理処分を確保するため、リデュース(ごみの発生を減らす)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)といった3R施策のより一層の推進が必要となっています。

●大気汚染対策

大気汚染は、主に工場・事業場等から排出されるばい煙や自動車の排出ガス等によって引き起こされます。二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などの汚染物質について、平成20年度の測定結果では、ほとんどの項目において環境基準を達成していますが、光化学オキシダント及び上本郷測定局の二酸化窒素については環境基準を超過しています。

近年、都市部における大気汚染は、自動車排出ガスによる影響が大きいことや大気環境は気象の状態に左右されることもあり、長期的に地域の傾向を見ていく必要があります。

●生活上の不快要因の軽減

本市の公害苦情は、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚染・土壌汚染・地盤沈下の7つに分類していますが、平成20年度の苦情の半数以上がごみの焼却行為などによる大気汚染に関するものです。近年、飲食店等のカラオケ騒音の苦情は、平成10年度をピークに大きく減少しています。

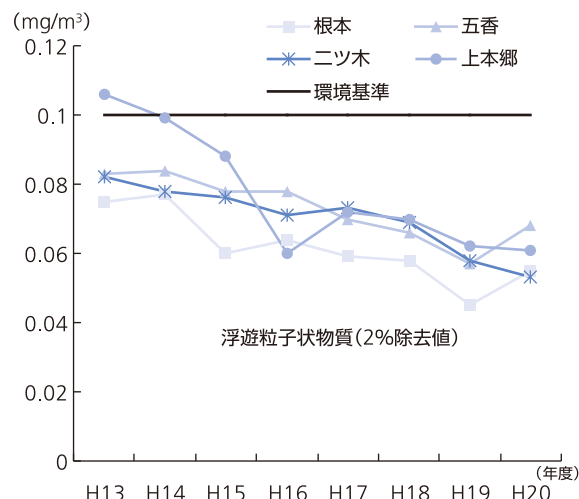
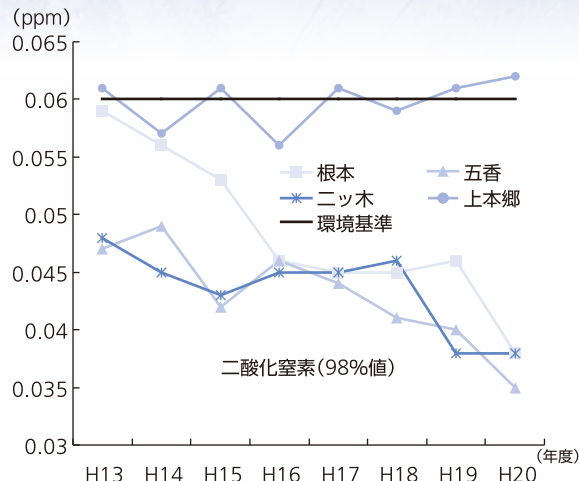
なお、平成20年度に4地点で実施した自動車騒音の測定結果では、国道6号で自動車騒音要請限度を超える結果となっています。

一方、公衆衛生上の観点からは、最近、空き地の雑草除去、その他公共下水や害虫に係る苦情などがあります。

松戸市の良さ・強み

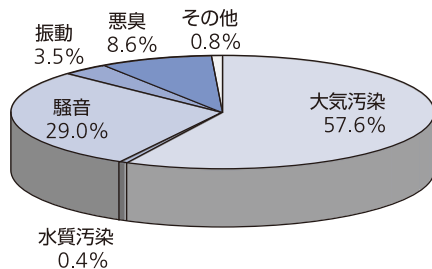
- 環境問題に積極的に取り組んでいます。
- ごみの8分別収集など市民の協力により、ごみの減量及び資源化に取り組んでいます。

図表24-11 大気汚染物質の経年変化



出典：環境の現状と対策をもとに作成

図表24-12 公害苦情の種別割合(平成20年度)



出典：環境の現状と対策をもとに作成

めざしたい将来像

地球温暖化防止を推進するため、行政と市民が一体となって、日常生活における省エネルギーを加速させるとともに、新エネルギーの導入に努めて、低炭素社会の基盤を作り上げます。また、市民・事業者及び市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会「資源循環型社会」の構築をめざします。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
温室効果ガス削減量 (CO ₂ 換算)	—	—	(1,849,000t) 温室効果ガス 総排出量(CO ₂ 換算) (H18)	446,800t
廃棄物の最終処分量	20,847t	18,640t	18,270t	11,000t
二酸化窒素の環境基準達成率	75%	75%	75%	100%



電気自動車

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 地球温暖化の問題に関心を持ち、自主的に減CO₂に取り組みます。
- 家電製品等については、省エネルギー性能の高い製品に可能な限り切り替えるようにします。
- 太陽光発電など新エネルギー等の活用について、積極的に取り組みます。
- 消費者、地域住民として、自らがごみの排出者であることを認識し、資源循環型社会の構築に向け、ライフスタイルの見直しを行います。
- 環境に配慮した事業活動に向け、ごみ等の適正処理及び資源としての循環的利用を行っていきます。
- クリーンデーなど地域の美化活動に協力します。

●行政の役割

- 公共施設において、太陽光発電システム等の設置に努めます。
- 各家庭の太陽光発電システム等の設置を促進します。
- 地球温暖化の問題について、緑のカーテン^{*26}の普及など市民への啓発活動を積極的に行います。
- 温室効果ガスの削減量などの数値目標を明確にし、市民・事業者に協力を求めます。
- 市民・事業者の自発的取り組みを支える様々な仕組みを整えます。
- ごみの発生抑制や再使用に関し、情報提供等を行うことにより市民・事業者の自主的な取り組みを促進します。
- 分別収集の推進や再生利用等によりごみの適正な循環的利用・適正処理に努めます。



<もったいない運動>

ひと・もの・しぜんを大切にするまちづくり

～感謝する心 謙虚な心 優しい心～

(ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣(当時)

ワンガリ・マータイ氏が来松)

施策の展開方向

① 環境にやさしい行動を促進します

平成21年度に策定した「松戸市地球温暖化対策地域推進計画(松戸市減CO₂大作戦)」に定める6つの「改革の柱」をもとに、地球温暖化防止事業を推進していきます。

- i 市民一人ひとりのライフスタイルを改革して、我が家でできる省エネ行動の実施率を向上させます。
- ii 目標をもって省エネに取り組む事業を拡大させ、ワークスタイルを改革します。
- iii 自動車の燃費向上、自家用自動車台数の削減、走行距離の削減、クリーンエネルギー車の拡大を促進し、車社会の改革を進めます。
- iv 省エネルギー仕様の住宅を拡大し、緑を増やすなど都市構造の改革を進めます。
- v 太陽光発電システム等の設置、バイオマス^{*27}活用を促進し、エネルギー源の改革を進めます。
- vi 省エネ家電への買い替えを促進するなど家電製品などの改革を進めます。



緑のカーテン(市役所)

② 廃棄物による環境負荷を減らします

資源循環型社会を構築していく上での基盤となる3R施策を、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

ごみ減量に向け市民・事業者の自主的な取り組みの推進、資源化の促進や生ごみ処理容器購入費の補助、集団回収活動への支援等を行うとともに焼却灰の一部をエコセメントにするなど、ごみの減量・資源化を推進していきます。

収集については、常に最適な収集体制の構築を図っていきます。

処理施設の整備については、計画的に必要な整備を行うことで、排出されるごみの適正処理を推進していきます。



和名ヶ谷クリーンセンター

③ 大気汚染に係る物質を減らします

大気汚染を監視することによって、大気環境の把握に努めるとともに、大気汚染対策の一環として、低公害車の普及促進を図ります。

環境意識向上のため、大気保全の大切さや、環境に配慮した生活と行動のあり方などについて考える機会をつくり、市民への啓発活動に努めます。

④ 生活上の不快要因を減らします

市内幹線道路沿道の騒音、振動の状況を把握するため、自動車騒音及び道路交通振動の測定を行います。

公害苦情対策の一つとして、市民、事業者向けのごみ焼却行為禁止のパンフレットを作成するなど啓発に努めます。

松戸の良さの一つとして、音環境を保全するため、心地よい音を残す啓発活動に努めます。




柴又帝釈天界隈と矢切の渡し
(日本の音風景100選)

関連個別計画

- 松戸市ごみ処理基本計画
- 松戸市環境計画
- 松戸市減CO₂大作戦(松戸市地球温暖化対策地域推進計画)
- 松戸市役所地球温暖化防止実行計画

げんこつ
松戸市“減CO₂大作戦”
松戸市地球温暖化対策地域推進計画

**みんなで取り組もう…
地球温暖化防止!**




平成21年3月
松戸市

5

犯罪や事故のない安全で快適な市民社会をつくります

現況と課題

●防犯推進体制の強化

市内で発生した刑法犯の認知件数は、平成13年に13,189件であったものが、平成21年には6,929件まで減少しています。犯罪の種別では、「ひったくり」や自転車やオートバイといった「乗物の盗難」などの窃盗犯の割合が全体の8割近くを占めています。特にひったくりや乗物の盗難など身近な犯罪が、近隣市と比較しても多く、市民の不安がぬぐえない現状です。こうした犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと持ち、同時に、防犯協会・町会・防犯ボランティアなどの協力による防犯パトロールなど、犯罪の機会を減らす取り組みが必要となります。

また、市内の交通事故発生件数は、平成13年に2,467件であったものが、21年には1,848件と、減少しています。しかし、高齢者や子どもなど交通弱者に関する事故の防止が課題になっています。

●消費生活の安定・向上

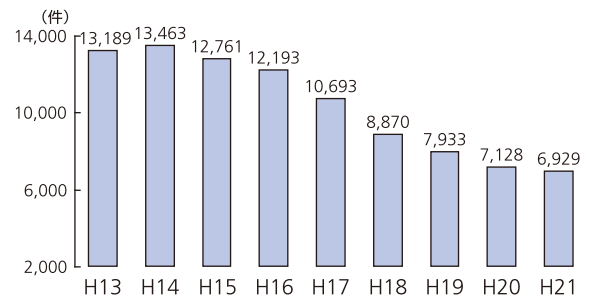
市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者基本法などの法令に基づき消費生活相談等の事業を行っています。消費生活センターでは、自立した消費者の育成を図るため、消費生活に係る様々な相談や消費者情報を提供しています。

本市への相談件数は、不当請求・架空請求の相談がピークであった平成16年度に7,736件ありましたが年々減少し、21年度には2,647件になっています。年齢別相談者の内訳では、20歳代、30歳代の相談が最も多く合わせて約3割、内容としては、不当請求・架空請求などの事例が多く見られます。

なお、市民意識調査によると「消費者トラブルに巻き込まれた人の割合」は、13年度の11.4%に対し、21年度では9.0%と改善されています。

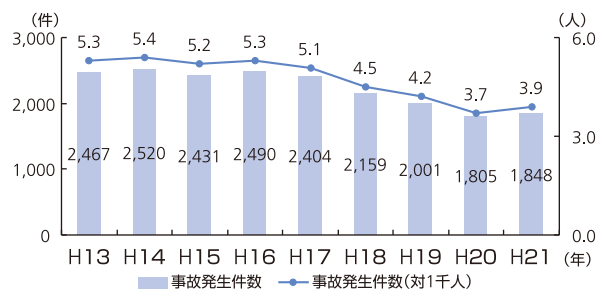
平成21年度には消費者庁の設置や消費者安全

図表 24-13 市内で発生した刑法犯認知件数の推移



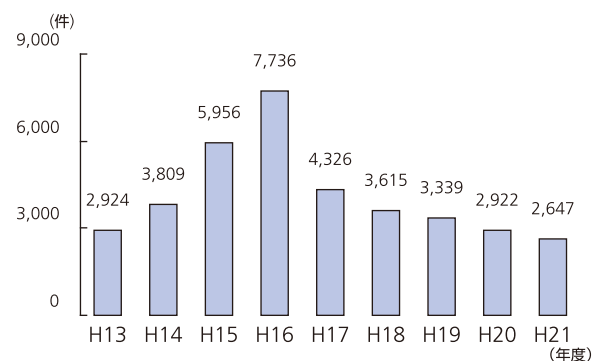
出典：千葉県警察ホームページをもとに作成

図表 24-14 市内で発生した交通事故件数の推移



出典：松戸市交通安全計画をもとに作成

図表 24-15 消費生活相談の受付件数の推移



出典：消費者行政事業のまとめをもとに作成

法の制定・施行など消費者行政の一層の充実を図るための関係法令の整備がされました。しかし、悪質商法は、規制されても次々と新しい手口が現れ、インターネットがらみのトラブルや多重債務者問題など解決に至るまでに時間を要する事例も多くあることから、消費生活相談員のスキル向上を含め、より充実した相談体制を確保する必要があります。

松戸市の良さ・強み

- 市民・地域、警察、行政などと連携した松戸市警防ネットワークにより防犯推進体制が強化され、犯罪防止の積極的な取り組みがされています。
- 消費者団体と行政の連携により、消費者啓発事業を協働で行う体制ができています。

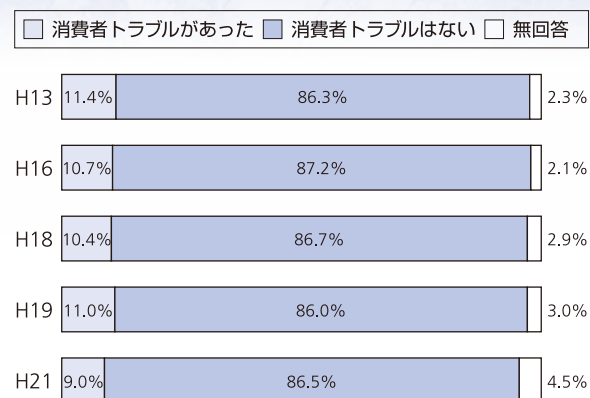
めざしたい将来像

犯罪や事故、消費者トラブルのない安全・安心のまちづくりに向けて、市民一人ひとりの心がけと地域の見守り等を実施し、お互いに助け合える社会を実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
刑法犯認知件数（対1千人）	28.2件	16.4件	14.1件	13件
防犯用品貸与団体数	—	40団体	288団体	320団体
交通事故による死傷者数（対1千人）	6.5人	5.4人	4.5人	4人
交通事故の発生件数（対1千人）	5.3件	4.5件	3.9件	3.5件
消費者トラブルに巻き込まれた人の割合	11.4%	11.0%	9.0%	8%

図表24-16 消費者トラブルに巻き込まれた人の割合



出典：市民意識調査

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 市民一人ひとりが、防犯への意識を高め、自らのできる範囲で対策を講じるようにします。
- 犯罪や事故を防ぐため、地域の中で話し合いの場をできるだけ多くつくるようにします。
- 町会・自治会など地域で、防犯パトロールの体制をつくりあげます。
- 市民一人ひとりが、交通ルールを守り、事故の発生の防止に努めます。
- 市民一人ひとりが、悪質商法などの犯罪手口の情報に敏感になるなどして、消費者トラブルに巻き込まれないようにします。
- 市民一人ひとりが、消費者トラブルにあわない生活環境をめざし、自ら学習するとともに、市民同士、事業者、行政と連携するようにします。

●行政の役割

- 市民・地域、警察、行政などの警防ネットワークを強化します。
- 犯罪発生情報などを市民に提供し、防犯意識の向上を図ります。
- 青色回転灯装備車両などによるパトロール活動によって、日頃から犯罪が発生しないように、防犯活動を強化します。
- 街路灯の整備や防犯灯などの設置支援を行います。
- 犯罪が多発する地帯においては、防犯カメラの設置などを進めます。
- 市民が自ら消費者トラブルから身を守ることができるように、被害にあいやすい人が消費者教育を受けられる環境をつくります。
- 市民が消費者トラブルに巻き込まれたときは、必要な助言・斡旋等を行います。
- 消費者団体、消費生活モニターとの連携を深め、市民と連携した施策を推進します。

施策の展開方向

① 安心して日常生活が送れるようにします

「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づき、平成17年6月から、重点推進地区である松戸駅周辺と新松戸駅周辺で、また平成20年4月から八柱駅周辺を加え、迷惑行為のうちポイ捨て、指定喫煙場所以外の喫煙に限り、発見次第直ちに過料を徴収しています。道路上など公共の場所における喫煙率を下げるため、啓発活動等を行ってまいります。

市民・地域、警察、行政などの連携による松戸市警防ネットワークを強化するため、青色回転灯装備車両による夜間を含めたパトロールの強化、町会や防犯活動団体へ必要な支援、防犯カメラの設置、地域の防犯灯の設置等に係る支援など様々な防犯に関する取り組みを推進します。

また、市民の日常生活での悩み事や困りごとに



重点推進地区でのポイ捨て、
指定喫煙場所以外での喫煙の監視

対して、弁護士・税理士などのアドバイスを受けることができる専門相談を行います。

② 安心して買い物ができるようにします

消費者の安全を守るため、安全が留意される製品については、関係法令に基づく立ち入り調査を行います。また、適正な計量の実施を確保するため、必要な計量器の検査を行います。

自立した消費者育成の拠点となる「松戸市消費生活センター」は、相談を受け付け、必要な情報提供や助言などを行っています。生活者の視点に立ち、より相談しやすい体制の構築をめざします。そのため、相談員が専門的な知識の習得ができるように、積極的に研修会に参加するなどスキルの向上を図ります。

消費者を守るために必要な情報を迅速に収集するとともに、消費者団体や消費生活モニターの協力により、市民からの日常の消費生活に関する情報を集め、業務に反映させていきます。

また、消費者の学習支援として、高齢者を対象とした被害にあわない、被害を拡大させないための講座等を開催し、消費者の自立を支援します。

関連個別計画

○松戸市交通安全計画



青色回転灯装備車両によるパトロール



啓発パンフレット

6 緑と花に親しむことができるようにします

現況と課題

平成17年度に調査した結果では、本市の緑で覆われた面積は約1,880haで、市全体面積の30.6%となっており、7年度の31.8%から若干減少しています。最も面積が大きいのは農地で、次いで、樹林地・草地の順となっています。

本市の緑を代表する地区として、21世紀の森と広場周辺、江戸川河川敷などがあります。逆に、緑が比較的少ない地区は、常磐線・新京成線沿いの住宅地を含む都市的な地区です。

市民インタビューなどで、松戸市の良さを聴くと、「緑の豊かさ、自然条件の良さ」をあげる方が大変に多く、都心に近い割に、緑が豊かであるというのが特徴です。

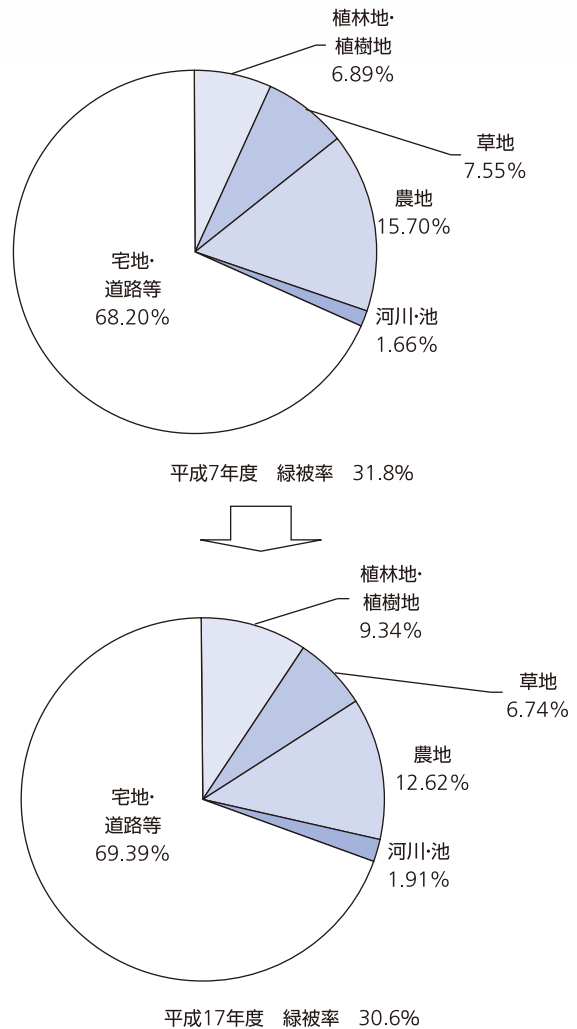
しかし、市民意識調査によれば、「緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合」は、平成13年度の21.1%から21年度の19.4%となっています。緑の量の確保のみでなく、実際に緑や花に親しむ機会を増やす質の向上が望まれています。

今後は、市民と行政の協働により、みどりの担い手を育てるなど、市民と行政が一体となった緑地の保全や緑化の推進が課題となっています。

松戸市の良さ・強み

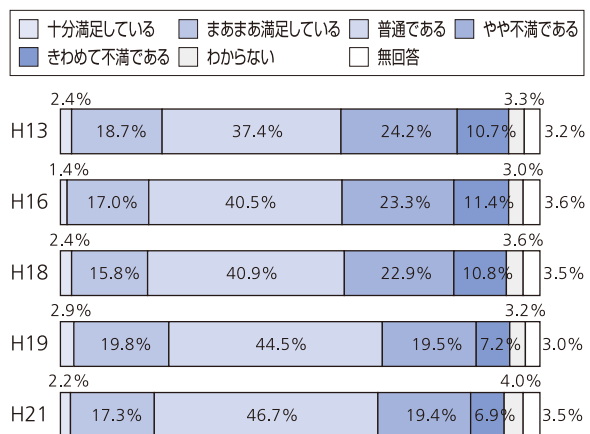
- 都心に近いにも関わらず、江戸川・坂川沿いの低地部に接した斜面林や、千駄堀の緑など、豊かな自然があります。
- 21世紀の森と広場などの公園が多く整備され、戸定が丘歴史公園ほか2箇所の歴史公園や千葉大学園芸学部といった歴史的価値をもつ緑があります。

図表24-17 緑被率の経年変化



出典：松戸市緑被現況調査報告書

表24-18 緑地・河川などの自然環境の満足度



出典：市民意識調査

めざしたい将来像

生きものやみどりと共に暮らすために、みどりの市民力による協働を推進します。そして、人と自然を大切にする思いやりの心を持ち、豊かで潤いのある生活ができるまちを実現します。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合	21.1%	22.7%	19.4%	25%
里やまボランティア活動団体数	3団体	7団体	12団体	23団体
花いっぱい運動活動団体数	30団体	59団体	68団体	101団体
公園緑地活動団体数	—	129団体	145団体	180団体
身近で、緑が守られ、増えていると感じる人の割合	—	—	6.2%	18%



矢切の斜面林

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- みどりと暮らす豊かさをうたった「松戸みどりの市民憲章」を共有の理念として実践します。
- 市民一人ひとりが、家庭や地域の緑を守り育てます。
- 市民一人ひとりが、人と自然を大切にする思いやりの心を持ち、生活します。
- 地域住民で仲間づくりをしながら、緑の保全や推進のボランティア活動や行政との連携といった「みどりの市民力」による協働を実践します。

●行政の役割

- 緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進を法令整備や体制づくりも含め、計画的に推進します。
- みどりを守り育てるボランティアやNPO団体の活動を支援します。
- 市内の大学と連携し、緑の拠点づくりをすすめ、市民に対して、緑化推進の情報を発信していくようにします。

<松戸みどりの市民憲章>

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いをはせ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。



緑と花のフェスティバル

施策の展開方向

緑の基本計画(平成21年3月改定)をもとに、防災・環境保全・レクリエーション・景観形成といった緑の多面的機能を向上させ、緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進を行い、市民が緑や水辺に触れ合うことのできるネットワークを形成していきます。

市内全域の樹林地をこれ以上減少させないため、樹林地等の土地所有者と連携し、多様な制度や手法による緑の保全に取り組んでいきます。条例による「保全樹林地地区・特別保全樹林地地区」の指定に努めると共に、矢切の斜面林などを積極的に、法による「特別緑地保全地区」に指定していきます。

また、樹林地・公園等の資源を有効に活用するために、市民や市民団体を中心とした多様な人々との協働に積極的に取り組み、緑のイベント・講座等を充実させ、みどりの担い手づくりに努めます。

関連個別計画

- 松戸市緑の基本計画
- 松戸市都市計画マスタープラン
- 松戸市景観基本計画



里やまボランティア活動



21世紀の森と広場

